



平成 23 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社イマージュホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 明賀 正一  
 (コード番号：9947 東証・大証 第1部)  
 問合せ先 総務グループ長 國重 和弘  
 (TEL：087-874-7070)

親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、平成 23 年 2 月 25 日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

TKMホールディングス株式会社（以下「TKMホールディングス」といいます。）は、平成 23 年 1 月 7 日に当社普通株式及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは平成 23 年 1 月 11 日から平成 23 年 2 月 22 日まで実施され、本日、TKMホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社普通株式 12,428,667 株の応募があった旨の報告を受けました。この結果、平成 23 年 2 月 25 日（本公開買付けの決済開始日）付でTKMホールディングスの当社の総株主の議決権に対する所有割合が 50%超となり、TKMホールディングスは新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主である南保光宏氏及び主要株主である株式会社ジャスティスは、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなります。

（注）平成 19 年 5 月 30 日開催の当社第 34 期定時株主総会及び平成 19 年 6 月 22 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権をいいます。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(平成 23 年 1 月 7 日現在)

① 名 称	TKMホールディングス株式会社
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 亀井温裕
④ 事 業 内 容	1. 有価証券の保有 2. 上記に関連付帯する一切の事業
⑤ 資 本 金	500 千円
⑥ 設 立 年 月 日	平成 22 年 11 月 26 日
⑦ 事 業 年 度 の 末 日	9 月 30 日
⑧ 純 資 産	1,000 千円 (平成 22 年 11 月 26 日現在)
⑨ 総 資 産	1,000 千円 (平成 22 年 11 月 26 日現在)

⑩ 大株主及び持株比率	エムシーディースリー株式会社 100%	
⑪ 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当社の普通株式100株(発行済株式総数の0.00%)を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

① 氏名	南保光宏
② 住所	香川県坂出市

(3) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

① 名称	株式会社ジャスティス
② 所在地	香川県坂出市駒止町1-4-21-1
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 南保正義
④ 事業内容	有価証券の投資、保有業務
⑤ 資本金	3,000千円

3. 異動前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権の総数に対する割合

(1) TKMホールディングス株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	1個 (0.00%)	—	1個 (0.00%)	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	124,287個 (90.09%)	—	124,287個 (90.09%)	第1位

(2) 南保光宏

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	18,827個 (13.65%)	—	18,827個 (13.65%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(3) 株式会社ジャスティス

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	15,000個 (10.87%)	—	15,000個 (10.87%)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

(注) 1. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が平成23年1月14日に提出した第38期第3四半期報告書に記載された平成22年11月30日現在の総株主の議決権の数(137,966個)を分母として計算しております。

2. 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 4. 異動予定年月日

平成 23 年 2 月 25 日（本公開買付けの決済開始日）

#### 5. 今後の見通し

平成 23 年 1 月 7 日付「MBOの実施及び応募推奨に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、TKMホールディングスより、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

TKMホールディングスは、以下の方法により当社の発行済み株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立したことを受けて、TKMホールディングスは、平成 23 年 5 月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれの議案を本定時株主総会に付議するよう当社に対して要請する予定です。

また、本定時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、TKMホールディングスは、当社に対し、本定時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記②と同内容の議案を付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。なお、TKMホールディングスは、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、上記の具体的な手続の詳細については、TKMホールディングスと当社と協議の上で、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、TKMホールディングは、当社に対し、TKMホールディングが当社の発行済み株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかったTKMホールディングス以外の当社の

株主に対して交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された当社の株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は裁判所に対し当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

TKMホールディングスは、上記各手続きに関して、本公開買付け後のTKMホールディングスの当社株式の所有状況、TKMホールディングス以外の当社の株主の当社株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと概ね同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかったTKMホールディングス以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定です。その場合に、当社の株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

また、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により行われるものであり、当社の代表取締役社長である明賀正一氏は、中長期的かつ持続的な成長のための施策を実行するため、本公開買付け成立後も当社の経営に参加する予定です。その一環として明賀正一氏は、本公開買付けの成立後、当社に出資する予定です。本公開買付け、TKMホールディングスが当社の発行済み株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得するための上記手続及び上記出資の結果、当社の株主はTKMホールディングス及び明賀正一氏の2名となる予定です。なお、本日現在、明賀正一氏による当社に対する出資の詳細に関して、TKMホールディングスと明賀正一氏の間で合意している事項はございません。

本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、これによりTKMホールディングスが本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存していることから、TKMホールディングスは、当社に対して、本新株予約権の放棄の勧奨を要請しております。

TKMホールディングスは、上記の手続の実施後に、TKMホールディングスを消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、TKMホールディングスは、上記のとおり、当社の全株式(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

## 6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、TKMホールディングスは当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することになります。

以 上